熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業に関する
サウンディング調査実施要領　修正版

令和３年８月 25 日
熊谷市福祉部こども課

１　調査の目的

本調査は、熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業を実施する事業者を選定するに当たり、実施方針の公表前において本事業の事業条件（業務範囲、参加資格要件、リスク分担等）に関し、民間事業者の幅広い御意見及び御提案を受け付け、事業者の選定手続に反映することを目的とします。

２　本事業について

本事業の概要については別紙１ 事業概要書（案）及び市の HP（https://www.city.kumagaya.lg.jp/smph/about/soshiki/fukushi/kodomo/kosodateshisetsu/kyotenshisetsu_seubi.html）に公表している総合子育て支援・保健事業拠点施設整備基本構想・基本計画等を御参照ください。

また、サウンディング参加者には実施方針（案）及び要求水準書（素案）を事前に送付する予定です。

３　スケジュール

実施要領の公表	令和３年８月 12 日（木）
サウンディング調査の参加申込期限	令和３年８月 23 日（月）15：00 まで
個別対話の実施日時及び集合場所の連絡	令和３年８月 25 日（水）まで
個別対話の実施	令和３年８月 30 日（月）9:00～17:00 令和３年８月 31 日（火）9:00～12:00 令和３年９月１日（水）9：00～12:00 ※申込状況により変更する可能性があります。
実施結果概要の公表	令和３年 10 月以降（予定）

４　サウンディングの内容

(1) サウンディング対象者

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人グループとします。ただし、次に該当する者を除きます。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４に規定に該当する者。

イ　熊谷市契約規則第 20 条の２の規定により、熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）基づく再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、手続き開始決定を受けている者を除く。

エ　会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第１項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第２項の規定による通告がなされている者。

オ　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。

カ　直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者。

キ　ＰＦＩ法第９条に示す欠格事由に該当する者。

ク　次の(ｱ)から(ｶ)までのいずれかの場合に該当する者。

(ｱ)役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(ｲ)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(ｳ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(ｴ)役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(ｵ)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(ｶ)契約の相手方が(ｱ)から(ｵ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(2) サウンディング項目

No	項目	主な論点	参照資料
1	業務範囲・リスク分担	・各施設の官民役割分担について ・直営施設に関するリスク ・複合施設であることのリスク	実施方針（案） 要求水準書（素案）
2	参加資格要件	・地元企業の参加資格について ・その他全般	実施方針（案）
3	施設配置計画	・各施設の一体整備や敷地分割の考え方について	要求水準書（素案）
4	（仮称）こどもセンター・（仮称）新石原児童クラブについて	・（仮称）こどもセンター及び（仮称）新石原児童クラブの運営内容について ・子育て世代包括支援センター及びファミリーサポートセンターとの連携内容について	要求水準書（素案）
5	民間収益事業・その他	・利用者の利便性向上のため本事業において実施可能な事業等について ・複合施設とすることの魅力向上に資する提案について	要求水準書（素案）

5　サウンディングの手続

(1) サウンディングの参加申込み

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙２ 参加申込用紙に必要事項を記入し、件名を【熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業に関するサウンディング調査参加申込み】として、申込先に電子メールで御提出ください。

ア　申込受付期間

令和３年８月 18 日(水)から８月 23 日(月)15：00 まで

イ　申込先

項目８の問合せ先のとおり

(2) 個別対話の日時及び集合場所の連絡

個別対話の日時及び集合場所については、令和３年８月 25 日（水）までに参加申込みのあったグループの担当者宛てに、電子メールで連絡します。希望に沿えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(3) サウンディングの実施

ア　実施日時

令和３年８月 30 日(月) 9:00～17:00

令和３年８月 31 日(火) 9:00～12:00
令和３年９月１日(水) 9:00～17:00
※対話時間は１法人又は１法人グループあたり 30 分～50 分程度

イ　実施場所
令和３年８月 30 日（月）：商工会館 3-3（控室：商工会館 2-2）
令和３年８月 31 日（火）：商工会館 3-3（控室：商工会館 2-2）
令和３年９月１日（水）：本庁舎 303（控室：本庁舎 401）
※希望により、Web 会議システムによる対話（Zoom）も可能です。
※各施設の場所は以下のとおりです。
熊谷市立商工会館：埼玉県熊谷市宮町二丁目 39 番地
熊谷市役所：埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地１

ウ　参加者
サウンディングの参加者は１法人又は１法人グループにつき３名以内としてください。

エ　その他
(ｱ) 新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮し、希望者に対しては Web 会議システムによる対話（Zoom）を行うことも想定しております。
(ｲ) サウンディングは、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います。
(ｳ) サウンディングの実施に際して、特に資料の提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計 10 部御持参ください。（必要に応じて、別紙３ 個別対話シートを活用してください。）御要望がある参加者には、提出資料を返却いたします。
(ｴ) 本事業に関する事業者公募が実施される場合は、サウンディングへの参加実績が優位性を持つものでなく、評価の対象になりませんので御承知おきください。
(ｵ) サウンディングでの御意見及び御提案については、事業者公募の条件を検討する際の参考といたしますが、必ず条件に反映されるものではないことに御留意ください。
(ｶ) 本調査に関係のない提案その他対話の趣旨から外れた内容についての提案があった場合は、当該参加事業者に対して対話を実施しない（中断する）場合があります。

(4) サウンディング結果の公表
サウンディングの実施結果について、令和３年 10 月以降に結果概要の公表を予定しています。公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

なお、参加事業者の名称については、承諾の得られた事業者に限り、公表させていただきます。

6　留意事項

(1) 費用負担

サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(2) 個別対話におけるコンサルタントの同席

個別対話は、熊谷市の職員で対応しますが、本調査業務をパシフィックコンサルタンツ株式会社に委託しているため、原則として、個別対話の場に同席します。

(3) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）、アンケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

(4) 実施方針（案）及び要求水準書（素案）の取り扱いについて

事前に送付した実施方針（案）及び要求水準書（素案）については、本事業への参加以外の目的では使用せず、取り扱いに十分注意してください。

7　資料等

(1) 別紙１　事業概要書（案）修正版
(2) 別紙２　参加申込用紙
(3) 別紙３　個別対話シート
(4) 資料（事前送付）実施方針（案）及び要求水準書（素案）

8　問合せ先

質問等がある場合は以下の連絡先までお問合せください。

サウンディングの申込み及びサウンディングに関する質問等について

パシフィックコンサルタンツ株式会社
ＰＰＰマネジメント部　ＰＦＩマネジメント室　三箇山、岩井
郵便番号：〒101-8462
住　　所：東京都千代田区神田錦町三丁目 22 番地（テラススクエア）
電　　話：03-6777-3842
E-mail　：kumagaya_mr@tk.pacific.co.jp

本事業に関する質問等について

熊谷市福祉部　こども課　新島
郵便番号：〒360-8601
住　　所：埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
電　　話：048-524-1111（内線 426）
E-mail　：kodomo@city.kumagaya.lg.jp